

ルールを守りましょう！



これらの行為は、除雪作業の大敵で法律違反です。みんなが安全に道路を走らせるよう、一人一人がルールを守りましょう

# 令和4年度 除排雪のお知らせ

今年度の除排雪体制や、除雪に関するルール等をお知らせします

【詳細】土木事業所 電話36・2244



## 除雪センターの運営体制について

センター機能の集約と充実を図るため、①は24時間、④⑥⑨は5:00~22:00、②③⑦⑧は8:00~17:00の時間帯に開設（開設時間外は開設中のセンターへ電話を転送）します。ただし、大雪など悪天候が予想される場合は、夜間も人員を配置します。

また、要望処理の正確性向上のため、今年度から通話録音を導入します。

◆路上駐車 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条で禁止

◆道路への雪出し 道路交通法第76条第4項第7号で禁止

◆道路への障害物の設置 道路法第43条で禁止

### ご協力をお願いします！

除雪車の通過後に住宅前に残った雪は、各自で処理をお願いします

### 除雪に関する情報

市で、市道の除雪情報を確認することができます

- 除雪路線網図
- 除雪に関わる支援制度
- 除雪体制
- 除雪情報
- 排雪情報

### 無償で貸し出します

※いずれも要事前申請

#### 小型除雪機・移動式小型融雪機

貸出対象 高齢者や障害がある方の住宅敷地内を除雪するボランティアの方、自主的に道路を除雪する町内会

貸出期間 12/20(火)~3/20(月)

貸出回数 1シーズン2回まで

申請方法 雪対策課に電話で予約状況を確認の上、使用希望日の7日前までに、申請書を持参または郵送

#### ダンプトラック・タイヤショベル

いずれかを運転手付きで貸し出します

貸出対象 自主的に道路の除排雪をする町内会

貸出期間 12/20(火)~3/20(月)

貸出回数 1シーズン1回まで

申請先 該当地区の除雪センター

受付時間 9:00~17:00

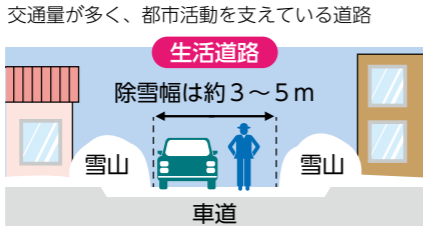
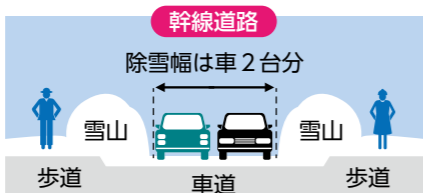
【詳細】雪対策課 電話25・6225

### 除雪出動基準

● 新たに降り積もる雪が、幹線道路は10cm以上、生活道路は15cm以上で車両の走行に支障が発生すると予想される場合

● 通勤・通学時間（朝7時）までには、除雪作業が終わるようにします

※作業の前日に出勤判断するため、早朝の降雪には出動できない場合があります。

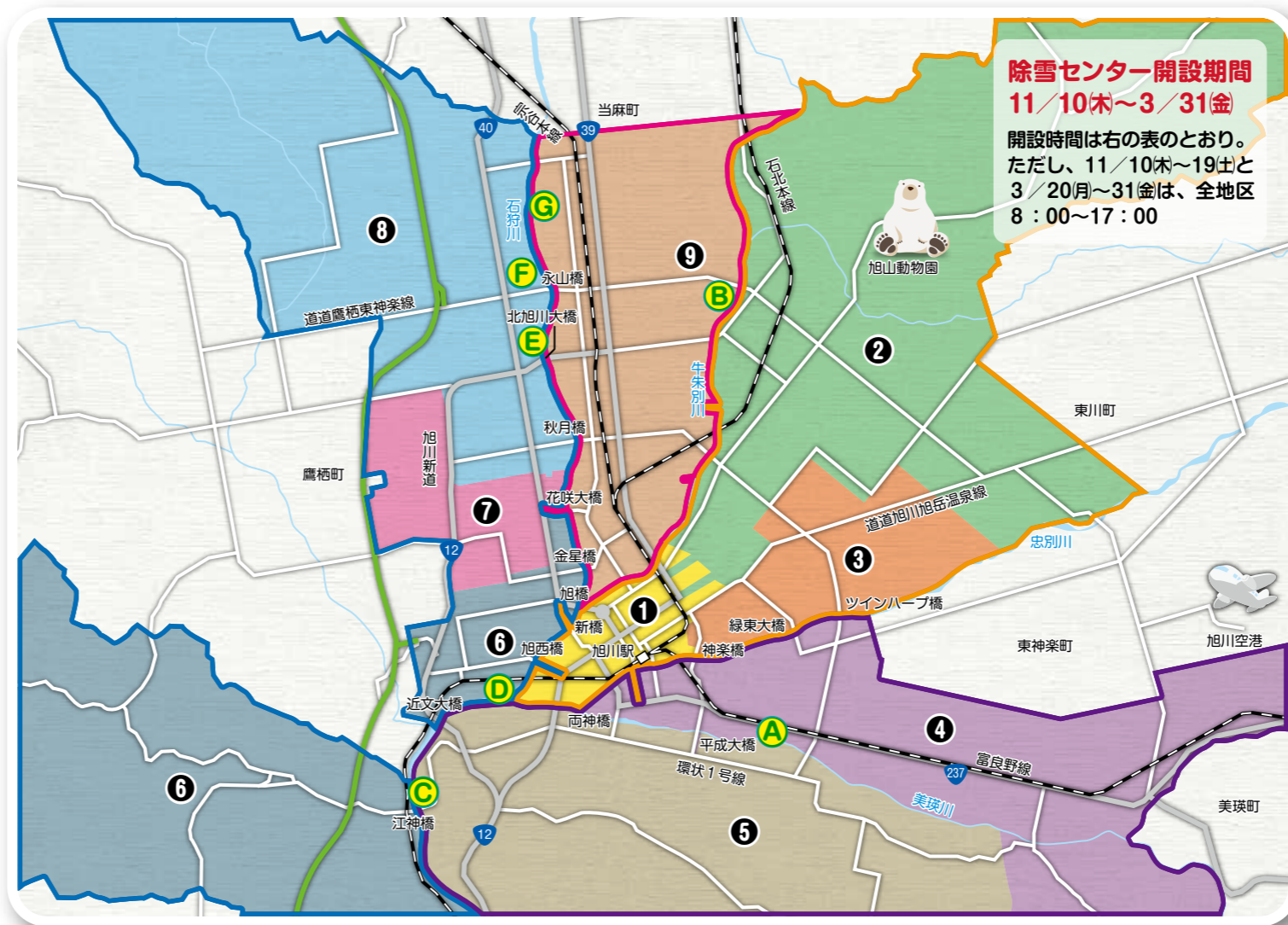


### 国道・道道・市道のお問い合わせ

国道：旭川開発建設部旭川道路事務所 電話61・0136

道道：旭川建設管理部 事業室 事業課 電話26・4461

市道：土木事業所 電話36・2244



## 雪堆積場開設予定のご案内

きれいな川を守るため、雪堆積場には ゴミ等が混入した雪を持ち込まないでください

雪堆積場の開設状況のお問い合わせ 土木事業所 電話36・2244 最新情報は はこちら →

① 神楽岡雪堆積場 神楽岡14の7	② 旭永雪堆積場 永山町8	③ 江神雪堆積場 神居町忠和	④ 東近文雪堆積場 近文町13	⑤ 東鷹栖1線雪堆積場 東鷹栖1線10号	⑥ 東鷹栖雪堆積場 東鷹栖東3の6	⑦ 永山町13丁目雪堆積場 永山町13
開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)	開設時間 8:00~17:00 (夜間は閉鎖)